

周南市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

周南市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市保健センター条例の一部を改正する条例

周南市保健センター条例（平成15年周南市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第4条中「周南市徳山保健センター健診ホール（以下「健診ホール」を「別表第1及び別表第2に定める施設（以下「徳山保健センターの施設」に改める。

第5条第1項中「健診ホール」を「徳山保健センターの施設」に改める。

第7条第1項中「健診ホールを使用しようとする者」を「使用者」に、「器具等使用料及び」を「附属設備及び備品使用料並びに」に改める。

第11条中「又は附属設備」を「、附属設備又は備品」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条、第7条関係）

基本使用料

使用区分	施設種別	午前	午後	夜間
		8時30分から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
1 営利（営業、宣伝その他の商行為をいう。以下同じ。）を目的とす	健診ホール	16,720円	14,870円	18,590円
	健康増進室1	4,470円	4,000円	5,000円
	健康増進室2	4,210円	3,760円	4,710円

る場合	健康増進室 3	4,470円	4,000円	5,000円
	調理実習室	4,470円	4,000円	5,000円
2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	健診ホール	12,000円	10,670円	13,350円
	健康増進室 1	3,710円	3,320円	4,150円
	健康増進室 2	3,490円	3,120円	3,910円
	健康増進室 3	3,710円	3,320円	4,150円
	調理実習室	3,710円	3,320円	4,150円
3 その他の場合	健診ホール	6,300円	5,600円	7,000円
	健康増進室 1	1,690円	1,510円	1,890円
	健康増進室 2	1,590円	1,420円	1,780円
	健康増進室 3	1,690円	1,510円	1,890円
	調理実習室	1,690円	1,510円	1,890円

備考 周南市、下松市、光市及び田布施町の居住者以外の者が使用する場合は、この表に定める基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。

附属設備及び備品使用料

1品1回につき770円の範囲内で市長が定める額

別表第2（第4条、第7条関係）

冷暖房使用料

施設種別	午前	午後	夜間
	8時30分から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
健診ホール	1時間につき257円		
健康増進室 1	270円	240円	300円
健康増進室 2	270円	240円	300円
健康増進室 3	310円	280円	360円
調理実習室	270円	240円	300円

備考 健診ホールの冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、周南市市民館（労働会館）条例を廃止する条例（平成26年周南市条例第 号）による廃止前の周南市市民館（労働会館）条例（平成15年周南市条例第105号）に規定する講義室1、講義室2、講義室3及び講義室4に関する処分、手続その他の行為又はこの条例による改正前の周南市保健センター条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の周南市保健センター条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、これらの使用料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市保健センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 保健センターのうち、<u>周南市徳山保健センター健診ホール</u>（以下「健診ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 保健センターのうち、<u>別表第1及び別表第2に定める施設</u>（以下「徳山保健センターの施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p>
<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、<u>健診ホール</u>を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、<u>徳山保健センターの施設</u>を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(使用料)</p> <p>第7条 <u>健診ホール</u>を使用しようとする者は、別表第1及び別表第2に定める基本使用料、<u>器具等使用料及び冷暖房使用料</u>の合計金額を支払わなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 <u>使用者は、別表第1及び別表第2に定める基本使用料、附属設備及び備品使用料並びに冷暖房使用料</u>の合計金額を支払わなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる</p>

現行

改正案

切り捨てるものとする。

ものとする。

2～4 (略)

2～4 (略)

(損害の賠償)

(損害の賠償)

第11条 使用者は、使用中に施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときはその損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

第11条 使用者は、使用中に施設、附属設備又は備品を損傷し、又は滅失したときはその損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

別表第1 (第7条関係)

別表第1 (第4条、第7条関係)

健診ホール基本使用料

基本使用料

使用区分	午前	午後	夜間	全日
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで
1 営利(営業・宣伝)を目的とする場合	14,870円	14,870円	18,590円	48,330円
2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	10,670円	10,670円	13,350円	34,690円
3 その他の場合	5,600円	5,600円	7,000円	18,200円

使用区分	施設種別	午前	午後	夜間
		8時30分 から13時 まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで
1 営利(営業、宣伝その他の商行為をいう。以下同じ。)を目的とする場合	健診ホール	16,720円	14,870円	18,590円
	健康増進室1	4,470円	4,000円	5,000円
	健康増進室2	4,210円	3,760円	4,710円
	健康増進室3	4,470円	4,000円	5,000円
2 営利を目的としない	調理実習室	4,470円	4,000円	5,000円
	健診ホール	12,000円	10,670円	13,350円

現行

改正案

が、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合

健康増進室 1	3,710円	3,320円	4,150円
健康増進室 2	3,490円	3,120円	3,910円
健康増進室 3	3,710円	3,320円	4,150円
調理実習室	3,710円	3,320円	4,150円

3 その他の場合

健診ホール	6,300円	5,600円	7,000円
健康増進室 1	1,690円	1,510円	1,890円
健康増進室 2	1,590円	1,420円	1,780円
健康増進室 3	1,690円	1,510円	1,890円
調理実習室	1,690円	1,510円	1,890円

備考 周南市、下松市、光市及び田布施町の居住者以外の者が使用する場合は、この表に定める基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。

備考 周南市、下松市、光市及び田布施町の居住者以外の者が使用する場合は、この表に定める基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。

器具等使用料

附属設備及び備品使用料

1品1回につき770円の範囲内で市長が定める。

1品1回につき770円の範囲内で市長が定める額

別表第2（第7条関係）

別表第2（第4条、第7条関係）

健診ホール冷暖房使用料

冷暖房使用料

使用区分	1時間につき
健診ホール	257円

施設種別	午前	午後	夜間
	8時30分から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
健診ホール	1時間につき257円		
健康増進室 1	270円	240円	300円

現行	改正案			
<p>備考 健診ホール冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</p>	健康増進室2	270円	240円	300円
	健康増進室3	310円	280円	360円
	調理実習室	270円	240円	300円
	<p>備考 健診ホールの冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</p>			